

岡山県自立支援協議会の設置について

○趣旨

- ・障害者総合支援法では、都道府県が障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、「協議会」の意見聴取を行うことが努力義務として規定されており、第4期障害福祉計画策定に当たっても、県において自立支援協議会を設置し、意見聴取を行うことが望ましい。
- ・現在の県自立支援協議会は、本審議会運営要綱第4条第1項の規定に基づく部会として設置しているが、自立支援協議会としての機能を向上させるため、本審議会とは別個のものとして組織する。当面は、本審議会との合同開催となる見通しであるが、自立支援協議会として単独で開催することが可能となる。
- ・なお、自立支援協議会の委員は8名とし、本審議会と自立支援協議会とはほぼ目的を共有していることから、本審議会の会長が自立支援協議会の会長を兼ねることとし、他の7名の委員についても、本審議会委員から選任することとする。(必要に応じ、開催目的に沿った人物の参加を求める。)
- ・また、本年度の第4期障害福祉計画の策定に係る意見聴取に当たっては、本審議会における意見聴取と同時に行うこととする。

○設置要綱

別紙（修正案）のとおり

○委員の構成（素案）

- | | |
|-----------|----|
| ・学識経験者 | 1名 |
| ・医療団体 | 1名 |
| ・福祉関係団体 | 1名 |
| ・当事者団体 | 3名 |
| ・教育関係者 | 1名 |
| ・障害者就労関係者 | 1名 |